

高槻市告示第 373 号

土壤汚染対策法に基づく指定区域の一部指定解除について

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 5 条第 4 項の規定により、同条第 1 項の指定に係る次の区域について指定を解除する。

平成 21 年 6 月 30 日

高槻市長 奥本 務

- 1 指定を解除する区域
高槻市白梅町 61 番 1、1070 番 3 の各一部
- 2 除去されたと認められる特定有害物質の名称
鉛、総水銀

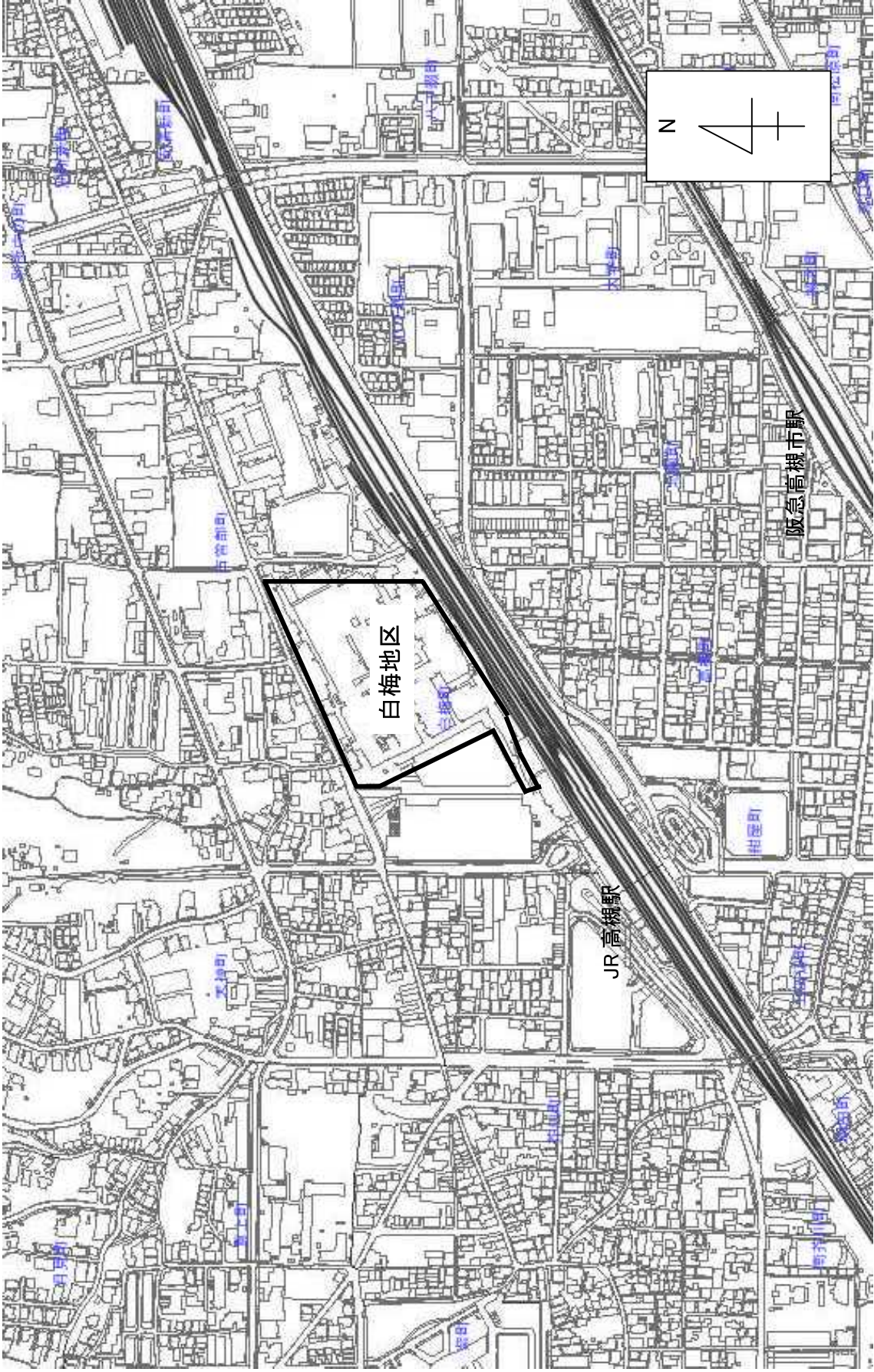
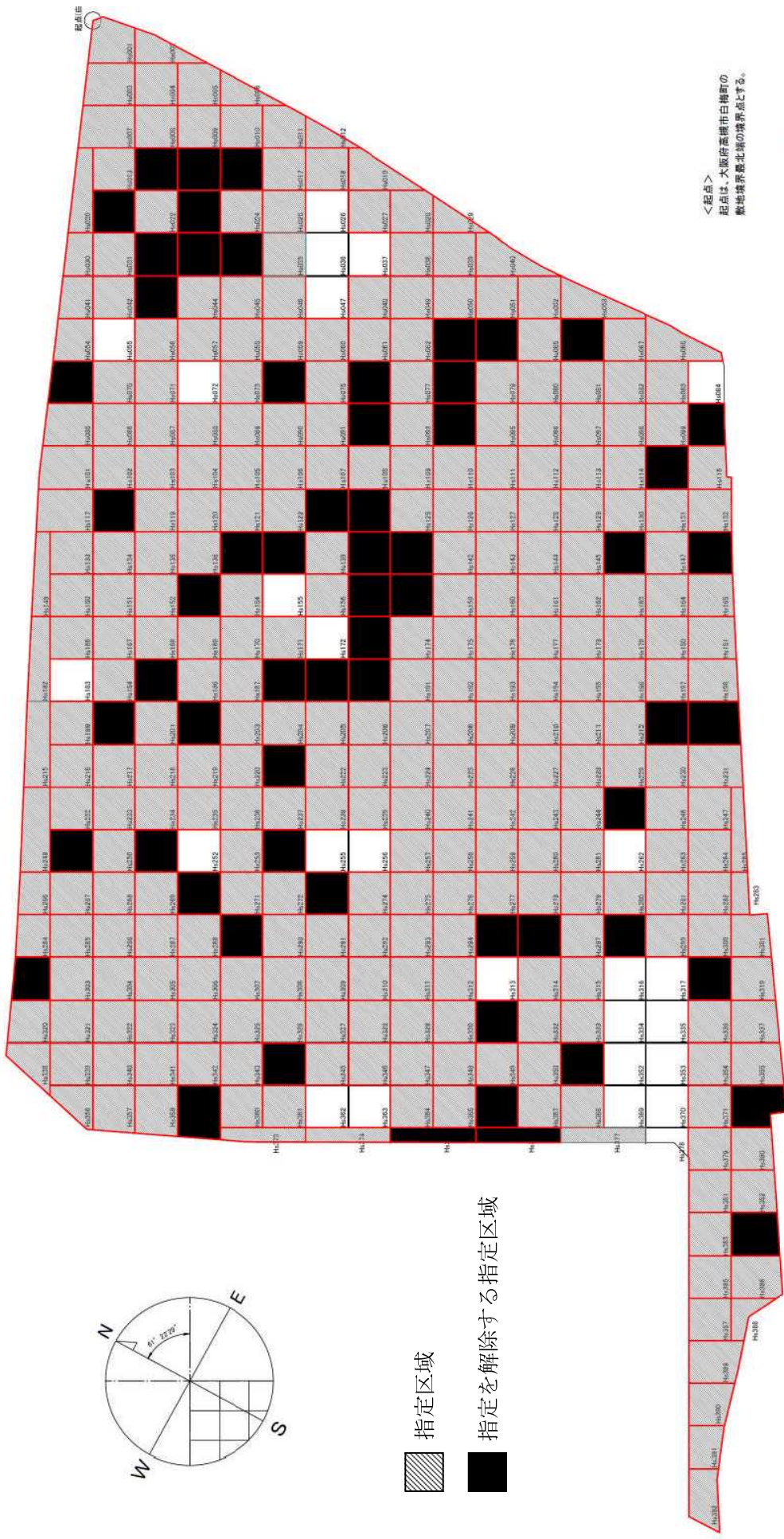


图 1. 指定区域周边图



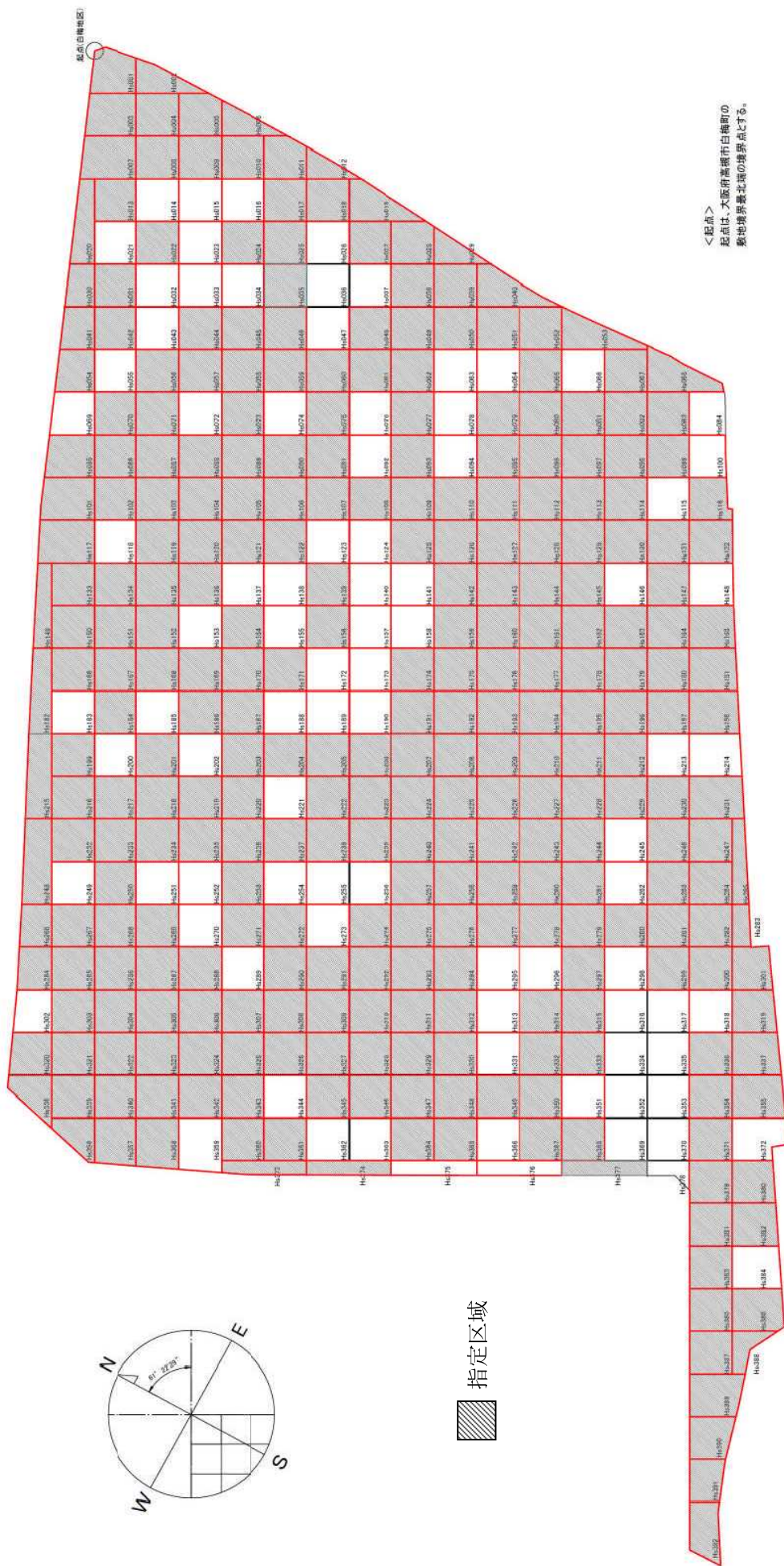
< 起点 >
 起点は、大阪府高槻市白梅町の
 敷地境界線北端の境界点とする。

< 格子の回転角度 > 61° 22' 29"
 起点を通り、東西方向及び南北方向に
 引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で
 引いた線により形成される格子を、起点を支
 点として回転させた角度を示す。

指定区域

指定を解除する指定区域

図 2. 一部指定解除前



< 起点 >
 起点は、大坂府高槻市白梅町の
 敷地境界北端の境界点とする。

< 格子の回転角度 > 91° 22' 29"
 起点を通り、東西方向及び南北方向に
 引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で
 引いた線により形成される格子を、起点を支
 点として回転させた角度を示す。

図 3. 一部指定解除後